

令和4年度定期監査の結果に関する報告について

令和5年3月31日
那須烏山市監査告示第3号

令和4年度定期監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

那須烏山市監査委員 瀧 田 晴 夫

那須烏山市監査委員 相 馬 正 典

令和4年度定期監査結果報告書

第1 監査の基準

那須烏山市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

第3 監査の対象、実施日及び場所

対象課局	実施日	場 所
会計課、税務課、商工観光課	令和4年10月17日（月）	烏山庁舎第2会議室
上下水道課、議会事務局、まちづくり課	令和4年11月21日（月）	烏山庁舎第2会議室
市民課、総務課、総合政策課	令和4年12月19日（月）	烏山庁舎第2会議室
生涯学習課、学校教育課、都市建設課	令和5年 1月17日（火）	南那須庁舎第一委員会室
農政課、健康福祉課、こども課	令和5年 2月17日（金）	南那須庁舎第一委員会室

第4 監査の着眼点及び実施内容

令和4年4月1日から監査実施日の前々月末までにおける、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、各課局から提出された定期監査資料及び関係書類等に基づき、疑問点等は関係職員に質疑で確認しながら監査を実施した。

第5 監査結果の区分

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項については、次のとおり区分する。

1 勧告事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもので、市の行財政運営又は市民生活に重大な影響を及ぼすもの
- (2) その他、勧告事項とする必要があると認められるもの

2 指摘事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもの
- (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善を要するもの
- (3) その他、指摘事項とする必要があると認められるもの

3 注意事項

- (1) 指摘事項に該当するもののうち、比較的軽易なもの

第6 監査の結果

監査の範囲内においては、「監査の意見」に記載したものを除き、概ね適正に処理されて

いると認められた。

なお、軽易な誤り等については、口頭で指導したとおり改善されたい。

第7 監査の意見

- 1 自治会公民館の土地の取り扱いについては、自治会間で不公平感が生じないように、引き続き検討、対応されたい。
- 2 補助金交付団体については、団体のあり方や補助金の費用対効果を検討されたい。
- 3 二重に調定処理されている事例があったため、適正な事務の執行に努められたい。